

公益社団法人愛知県看護協会
訪問看護第三者評価認定ロゴマークに関する取扱い要領

第1 目的

この要領は、公益社団法人愛知県看護協会（以下「本会」という。）における訪問看護第三者評価認定ロゴマーク（以下、「認定ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

第2 認定ロゴマークの仕様

認定ロゴマークは、別紙のとおりとする。

第3 認定ロゴマークの使用

- 1 本会における認定ロゴマークの使用は、次の範囲とする。
 - (1) 認定事業所を証明する認定証
 - (2) 第三者評価に係る事業の広告等の広報活動媒体
 - (3) その他会長が認めたもの
- 2 訪問看護第三者評価認定事業所（以下「認定事業所」という。）における認定ロゴマークの使用は、次の範囲とする。
 - (1) 使用期間は訪問看護第三者評価認定期間内
 - (2) 認定事業所内の表示等の広報活動
 - (3) 訪問（業務用）車両への掲示
- 3 認定事業所は、認定期間を終了した場合、直ちに認定ロゴマークの使用を中止しなければならない。
- 4 本会会長は、2、3項に示す事項が遵守されないとき、事業所に是正処置または使用の中止を求めることができる。

第4 認定事業所用広報媒体の作成・配布

- 1 広報媒体は次のとおりとし、本会が作成する。
 - (1) ステッカー 訪問（業務用）車両貼付用 1シート（A4サイズ1枚にロゴマーク2つ、認定有効期間を明記）
 - (2) シール 名刺等貼付用 1シート（シール10枚）
- 2 認定後、認定事業所に対しステッカー1シート、シール5シートを交付する。
- 3 再発行または追加発行は実費を徴収する。

附 則 この要領は、令和6年11月20日より施行する。